

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対し、市長より措置を講じたとの通知があったため、同条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年4月30日

湖西市監査委員	土屋 隆裕
湖西市監査委員	楠 浩幸

令和 3 年度財政援助団体等に対する監査結果に基づく対応措置

令和 3 年 12 月 3 日付け湖監第 29 号により改善するよう求められたものについて、下記のとおり対応しましたので報告します。

【担当部署】 地域福祉課

指摘事項	指摘事項に対する対応
① 湖西市手をつなぐ育成会 ア 会則に規定されていない会費収入、役員の事務費や通信費の支出について、会則に追加するか内規等で定めておくよう指導すること。 イ 補助金交付要綱において対象経費が不明瞭となっており、慶弔費や募金が補助事業の対象となっていた。補助金交付要綱において、補助金対象経費を明確にすること。	① ア 会則において「その他の収入」と規定されており、規定に基づき収入している。決算書において会則に規定されていない会費の収入はない。会費の単価については、会則又は内規に規定するよう令和 3 年度の実績報告時に指導した。 支出については、内部規約を制定済（令和 3 年度交付申請時に書類として添付済）。 イ 補助金交付要綱は、廃止し、湖西市障害者団体活動事業費補助金交付要綱を制定した。 ⇒補助対象経費を明確化 なお、令和 4 年度、5 年度において該当団体への補助金実績はなし。